UPR(普遍的・定期的レビュー) 日本政府報告(仮訳)

2008年3月

目次

第1部 我が国の法制度、締結済みの人権条約

- 1. 我が国の法制度
 - (1) 政治的枠組み
 - (2) 立法機関
- (3) 行政機関
- (4)司法機関
- 2. 人権擁護局の組織概要
- 3. 各人権条約の締結状況

第2部 人権保護に関する近年の具体的実施状況、達成事項

- 1. 人権保護の促進に向けた一般的取組
- (1)国内的事項
- ・調査・救済制度
- ・公務員の人権研修
- ・人権教育・啓発
- (2) 国際的事項
- ・基本方針
- 法制度整備支援
- ・人権対話
- ・国際人権規約・人権条約委員会への協力

<u>2. 司法制度の拡充</u>

- (1)総合法律支援(法テラス)
- (2)法曹人口の拡充
- 3. 刑事司法手続における人権保護
 - (1) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の成立とその主な内容
- ・刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の成立
- ・刑事施設について
- 留置施設について
- (2) 被疑者国選弁護
- 4. 外国人の人権保護
 - (1) 難民認定手続
 - (2) 外国人用の人権相談窓口
- (3)人身取引対策
- <u>5. 女性の人権保護</u>

- (1) 男女共同参画社会基本法に基づく施策の推進
- (2) 配偶者の暴力防止に対する取組
- (3) 男女雇用機会均等法の改正
- (4) 人権相談
- <u>6. 児童の人権保護</u>
 - (1) 児童虐待防止対策(児童虐待防止法、児童福祉法の改正)
 - (2)児童買春・児童ポルノ禁止法の適用状況
 - (3) 青少年育成施策大綱の策定
 - (4)児童の商業的性的搾取に反対する国内行動計画
 - (5) 子どもの人権専門委員
 - (6) 人権相談
 - (7) 子どもを対象とした人権啓発活動

7. 障害者の人権保護

- (1) 障害者基本法
- (2) 障害者の福祉・医療
- (3) 障害者の雇用
- (4) 障害者の教育
- (5) バリアフリー化

8. 高齢者の人権保護

- (1) 人権相談
- (2) 高齢者福祉に関する普及・啓発
- (3) 高齢者の雇用・多様な就業機会確保のための啓発活動
- (4) 高齡者虐待防止法
- <u>9. IT社会における人権侵害</u>
- (1) インターネットにおける人権侵害への対応
- (2) プロバイダ責任制限法
- <u>10. ハンセン病について</u>
 - (1) 国内施策
- (2) 啓発活動
- 11. 犯罪被害者の人権保護
 - (1)犯罪被害者等基本法
 - (2) 刑事裁判への被害者参加
 - (3) 犯罪被害給付制度
- 12. 社会的権利の保護
 - (1) 教育を受ける権利
 - (2) 外国人の教育

- (3) 労働者の権利
- (4) 労働審判制度の導入
- 第3部 今後の課題・問題点及びそれに対する対応
- 1. 障害者権利条約、強制失踪条約の早期締結
- 2. 国内人権擁護機構の設置

第4部 UPR審査に向けた準備プロセス
1.人権条約に関するNGOとの意見交換会の開催
2.報告書作成にあたって実施した意見聴取

【和文仮訳】

第1部 我が国の法制度、締結済みの人権条約

1. 我が国の法制度

(1) 政治的枠組み

我が国の政治的枠組みは、三権分立主義と議会制民主主義に基づいている。日本国憲法 では、主権が国民に存することを宣言し、国会を唯一の立法機関とし、行政権は内閣に、 司法権は裁判所に属することを規定している。(憲法は、天皇は日本国の象徴であり、天皇 は憲法に定める国事行為のみを行うことを定めている。)国会と内閣の関係では、いわゆる 議院内閣制を採用している。(地方公共団体は、団体自治及び住民自治の原則に基づき、中 央の機関、特に行政権に対して独立した権限を持っている。)

(2)立法機関

国会は、衆議院及び参議院の両議員で構成され、両議員とも全国民を代表する選挙され た議員で組織される。衆議院議員の選挙権は、年齢満20歳以上の、被選挙権は年齢満2 5歳以上の日本国民の男女に、平等に与えられている。また、参議院議員については、選 挙権は衆議院議員の場合と同様、年齢満20歳以上ではあるが、被選挙権は年齢満30歳 以上の日本国民の男女に与えられている。議員の任期は、衆議院議員については4年、参 議院議員については6年である。

(3) 行政機関

内閣は、内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。現在、内閣の下に1府 11省が設置されている。また、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整 委員会等の行政委員会が設置されている。我が国は、公務員制度を採用しており、国又は 地方公共団体においては公務員が行政事務を担当する。

(4)司法機関

日本国憲法上、全て司法権は裁判所に属するものとされ、行政機関は終審として裁判を 行うことができないこととされている。また、裁判の対審及び判決は原則として公開法廷 で行うものとされている。我が国においては、三審制を原則としており、最高裁判所及び 下級裁判所(高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所)が設置されている。 最高裁判所は、最高裁判所長官及び14名の裁判官により構成され、最高裁判所長官は、 内閣の指名に基づいて天皇により任命され、その他の最高裁判所裁判官は、内閣により任 命されることとされている。また、下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名に基づいて 内閣により任命されることとされている。

日本国憲法上、裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、日本国憲法及び法 律にのみ拘束されることとされている。裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務 を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されな いこととされている。この公の弾劾については、日本国憲法の規定に基づき、国会が、衆 議院及び参議院の議員で組織する弾劾裁判所を設置しており、法律により、罷免の裁判を

1

するには、審理に関与した議員の3分の2以上の多数の意見によるものとされている。また、日本国憲法上、最高裁判所の裁判官については、その任命後初めて行われる衆議院議員総選挙の際に国民審査に付され、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときに罷免されることとされている。また、行政機関は、裁判官の懲戒処分を行うことができないこととされている。

さらに、司法行政権も裁判所に属するものとされ、裁判所の人事、予算等に関する運営 は、自律的に行われている。

2. 人権擁護局の組織概要

法務省の人権擁護機関は、国民の基本的人権を擁護するため、人権相談、人権侵犯事件 の調査・処理、人権尊重思想の啓発活動等に関する事務を行っている。法務省の人権擁護 局のほか、地方の実施機関として、法務局に人権擁護部(8)、地方法務局に人権擁護課(4 2)が置かれている。また、法務局・地方法務局の下部機関である支局(284。200 8年4月1日現在。)においても、人権擁護に係る事務を行っている。さらに、全国の市町 村(特別区含む)に、法務大臣から委嘱された人権擁護委員(約14,000人)が配置さ れ、同様に人権擁護活動を行っている。

3. 各人権条約の締結状況

2008年3月現在で、我が国が締結もしくは署名している主要な国際人権・人道条約 は以下のとおり。

- 市民的及び政治的権利に関する国際規約(1979年批准、発効)
- ・経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(1979年批准、発効)
- 人種差別撤廃条約(1995年加入、1996年発効)
- ・女子差別撤廃条約(1985年批准、発効)
- ・児童の権利に関する条約(1994年批准、発効)

・武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書(2004
年批准、発効)

・児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書(2005年批准、発効)

- ・拷問等禁止条約(1999年加入、発効)
- ・障害者権利条約(2007年署名)
- ・強制失踪条約(2007年署名)
- ・難民の地位に関する条約(1981年加入、1982年発効)
- ・難民の地位に関する議定書(1982年加入、1982年発効)
- ・1949年ジュネーヴ諸条約(第一条約から第四条約)(1953年加入、発効)
- ・1977年ジュネーヴ諸条約追加議定書(第一及び第二)(2004年加入、2005

年発効)

・国際刑事裁判所に関するローマ規程(2007年加入、発効)

なお、上記の人権条約には選択議定書等の形で個人通報制度を有するものもあるが、我 が国は同制度については締結・受入れを行っておらず、現在検討中である。

第2部 人権保護に関する近年の具体的実施状況、達成事項

1. 人権保護の促進に向けた一般的取組

(1) 国内的事項

(a)調査・救済制度

法務省の人権擁護機関では、人権相談所等において様々な人権相談に応じているほか、 児童や高齢者等に対する虐待、ドメスティック・バイオレンス、疾病・障害・性別等を理 由とする差別的取扱い、名誉毀損・プライバシー侵害等による人権侵害を受けたとして被 害申告があった場合には、事案に応じて、関係官公署その他の機関の紹介、法律上の助言 その他相当と認める援助をしたり、被害者等と相手方等との関係を調整するほか、事実関 係を調査した結果、人権侵害の事実が認められれば、相手方に対して勧告・説示といった 措置を講ずるなどして、人権侵害による被害の救済及び予防に努めている。

2006年中に新規に救済手続を開始した人権侵犯事件数は約2万1千件で、人権相談 を受けた総件数は約27万7千件となっている。

(b) 公務員の人権研修

法務省では、人権問題に関して、国家公務員等の理解と認識を深めることを目的として、 中央省庁等の職員を対象とする人権に関する国家公務員等研修会を毎年2回開催している。 また、都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員を対象にして、その指導者とし て必要な知識を習得させることを目的とした人権啓発指導者養成研修会を毎年2回開催し ている。

裁判官の研修及び司法修習生の修習をつかさどる司法研修所においては、裁判官の研修 カリキュラムに人権問題に関する講義が設けられており、例えば、刑事手続と人権の問題、 女性や児童の権利の問題、DV問題、同和問題、外国人の人権の問題、国際人権条約等の 国際人権法にかかわる問題等をテーマとした講義が実施されているものと承知している。 また、司法修習生の修習カリキュラムについても、人権に関する講義等が設けられている ものと承知している。

裁判官以外の裁判所職員の研修をつかさどる裁判所職員総合研修所においては、同職員の研修カリキュラムに基本的人権の保障、DV問題等をテーマとした講義が設けられているものと承知している。

基本的人権を尊重した検察活動を徹底するため、検察官及び検察事務官に対し各種研修 において人権教育を実施しているほか、日常業務においても、上司による指導等を通じ、 人権尊重に関する理解の増進に努めている。 (c) 人権教育・啓発

人権教育及び人権啓発に関する施策の一層の推進のため、人権教育及び人権啓発に係る 基本理念や国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにした「人権教育及び人権啓発の推 進に関する法律」が2000年12月に制定された。同法に基づき、2002年3月には、 人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とする「人権教育・啓発に 関する基本計画」が閣議決定され、また、2003年以降、毎年、同法に基づく年次報告 を国会に提出している。

これらを踏まえ、学校教育及び社会教育を通じて、人権意識を高める教育の推進に努め ている。学校教育においては、人権教育指導計画の策定や関係機関との交流、校種間連携 など学校、家庭、地域社会が一体となって人権教育の総合的な取組を推進するモデル地域 及び、指導内容・方法の工夫や教職員研修の実施など学校における人権教育の実践的な取 組を推進するモデル校を指定している。また、専門家を集めて、学校における人権教育に 関する指導方法の在り方等について調査研究を実施し、それらの成果の普及を図っている。 社会教育においては、人権に関する学習機会の充実方策や学習意欲を高める参加体験型プ ログラムの開発、人権教育に関する指導者研修などについての実践的な調査研究を行うと ともに、全国の各地域の実情を考慮に入れた人権課題を踏まえ、モデル事業の実施等を行 っている。

また、法務省の人権擁護機関では、国民一人ひとりの人権意識を高め、人権への理解を 深めるため、シンポジウム・講演会・座談会・討論会・映画会等の開催、各種イベントへ の参加、テレビ・ラジオ放送、新聞・雑誌への記事の掲載、パンフレットやチラシなどの 配布、ポスターの掲示等様々な啓発活動を行っている。特に、毎年「人権デー」を最終日 とする1週間(12月4日から同月10日)を「人権週間」と定め、「女性の人権を守ろう」 や「子どもの人権を守ろう」、「部落差別をなくそう」、「アイヌの人々に対する理解を深め よう」等の強調事項を掲げて、全国各地で啓発活動を展開している。

この他にも、国及び地方公共団体では、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人 権侵害問題啓発週間」とし、拉致問題を含む北朝鮮の人権侵害問題を幅広い国民層に対し 改めて国民的関心事項として喚起するために、国際シンポジウムの開催等の事業を行って いる。

(2) 国際的事項

(a)基本方針

基本的人権や民主主義といった国際社会共通の普遍的価値の実現は、国際社会が取り組 むべき重要な課題と認識しており、我が国は従来から民主化や市場経済化を進める国々へ の対話と協力を実施してきている。具体的には、二国間人権対話を含む各種二国間対話に おける改善の働きかけのほか、自由・公正な選挙のための支援、自由且つ独立したメディ アの育成支援、多様なガバナンス支援や法制度整備支援などの人権・民主主義の保護・促 進に必要な分野の人材育成支援、社会的弱者や市民社会の保護と能力強化を目的とする「人 間の安全保障」の視点を取り入れた各種支援など、多様な機会における広範な取組みを行っている。

(b)法制度整備支援

法制度の整備は、良い統治(グッド・ガバナンス)に基づく自助努力を通じた国家の発 展、民主的で公正な社会の実現の基礎となる。また、法制度を整備し、法の支配を強化す ることは人間一人ひとりが直面している脅威から保護し、能力強化を通じて人づくり・国 づくりを目指す「人間の安全保障」の実現にも資する。これらの観点から、我が国は途上 国に対して技術協力を通じた司法制度改革や法律専門家の養成支援や、国際機関に設置し た各種基金からの拠出を通じた支援等の法制度整備支援を行ってきた。特に平和、民主化、 人権保障のための努力や経済社会の構造改革に向けた取組を積極的に行う国に対しては、 これを重点的に支援している。

(c)人権対話

我が国は「対話と協力」を基本的アプローチとして、我が国は対話を通じた人権状況改善の慫慂を図っていくことが適切との考えの下、二国間人権対話において、率直に互いの 意見を述べ合い共通の価値観の醸成に努めるとともに、可能な限り、各国政府の人権状況 改善に資する具体的協力を実施することとしている。我が国は今後も人権対話の機会も活 用しつつ、人権問題の改善に取り組んでいく考えである。

(d) 国際人権規約・人権条約委員会への協力

我が国は各種人権規約・条約委員会に対し積極的に協力しており、各委員会への政府報 告の提出や審査への出席を行っている。また、我が国は人権条約・規約委員会への委員の 派遣も積極的に行っており、これまで自由権規約委員会、女子差別撤廃委員会、人権小委 員会(現・人権理事会諮問委員会)に委員を派遣し、国際社会における人権メカニズムの 浸透に貢献してきた。他の人権関連の委員会として、国連婦人の地位委員会委員国であり、 国際事実調査委員会には委員を派遣している。

また、我が国は、国連における主要な人権フォーラムである人権理事会の前身である人 権委員会の理事国を1982年以来継続して務め、人権理事会の初代理事国を現在務めて いる。

2. 司法制度の拡充

(1)総合法律支援(法テラス)

ー連の司法制度改革の中で、全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられるようにするための総合的な支援体制を整備しようという総合法律支援構想 が検討され、この構想を実現するため、日本司法支援センター(愛称「法テラス」)が20 06年に設立された。

法テラスでは、法的トラブルの解決に役立つ情報や相談窓口の情報を無料で提供する情 報提供業務、資力の乏しい方に無料法律相談を実施したり、弁護士費用等の立替えを行う 民事法律扶助業務、刑事・少年事件における国選弁護等関連業務、弁護士のいない地域に 法テラスの常勤弁護士を派遣する司法過疎対策業務及び犯罪被害者支援団体等の情報を提 供する犯罪被害者支援業務を行っている。2006年10月の業務開始から1年間の実績 は、コールセンターによる情報提供件数が約24万件であり、民事法律扶助による弁護士 費用等の立替え件数が約7万件、法律相談件数が約14万件となっている。

(2)法曹人口の拡充

我が国では、人権問題等を要因とする法曹需要の増加に対処するため、法曹人口の拡大 を図っている。具体的には、司法試験合格者数は1963年ころから1990年まで約5 00人だったが、1991年から増加しており、1999年から2001年までは約1, 000人となった。その後、司法制度改革審議会意見書(2001年6月12日)及びこ れを受けて閣議決定された司法制度改革推進計画(2002年3月19日)において、「2 010年ころには司法試験の合格者数を年間3,000人程度とすることを目指す。」とさ れ、司法試験合格者数は、2002年及び2003年は約1,200人、2004年から 2006年までは約1,500人、2007年は約2,100人となった。

3. 刑事司法手続における人権保護

(1) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の成立とその主な内容

(a)刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の成立

1908年に制定された監獄法は、監獄に収容されている受刑者、未決拘禁者等の処遇 を規定していたが、その内容・形式ともに時代に適合しなくなっていたことから、政府は、 有識者、日本弁護士連合会などから意見を聴取しつつ、監獄法の改正作業を進め、200 5年、監獄法を受刑者の処遇について全面的に改める「刑事施設及び受刑者の処遇等に関 する法律」が成立した。その際、「監獄」の名称は「刑事施設」に改められている。次いで、 2006年、残された未決拘禁者等の処遇について全面的に改めるなどの内容を設けた「刑 事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、2007年に 施行され、監獄法の全面改正が実現した。なお、この改正により、法律の名称が「刑事収 容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に改められている。

(b) 刑事施設について

「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」(以下「刑事収容施設法」という。) の特色として、刑事施設に関しては、以下の事項を挙げることができる。

- ①刑事施設に第三者からなる刑事施設視察委員会が設置されるなど、行刑運営の透明性 が確保されたこと。
- ②被収容者の権利義務(宗教上の行為や書籍等の閲覧など)と職員の権限(手錠等の使用、保護室への収容、武器の使用、懲罰など)が明確にされたこと。
- ③矯正処遇として、作業、改善指導及び教科指導が規定されるなど受刑者の社会復帰に 向けた処遇が充実したこと。そのために、処遇要領に基づく計画的処遇や制限の緩和、

優遇措置などが導入されたこと。

④衣類・食事などの給貸与や自弁物品の使用の範囲・要件が明確にされたほか、適切な
保健衛生上・医療上の措置が保障されるなど被収容者の生活水準が保障されたこと。

⑤面会及び信書の発受を一定の範囲で保障し、制限する場合の要件も明確にされるなど 外部交通が保障されたこと。また、要件を満たす受刑者については、電話による通信 も許容されたこと。

⑥審査の申請、事実の申告及び苦情の申出からなる不服申立制度が整備されたこと。

(c) 留置施設について

刑事訴訟法及び刑事収容施設法の規定に基づき、未決拘禁者等を警察の留置施設に留置 できるが、留置施設においては、従来より、捜査部門から組織的に分離された留置部門が 被留置者の人権に配慮して適正な留置業務を行ってきたところであり、刑事収容施設法に おいては、捜査と留置の分離の原則が法律上明記されるとともに、部外の第三者(弁護士 等の法律関係者等)から成る留置施設視察委員会が留置施設を視察し、その運営に関して 意見を述べる制度が新設され、さらに、都道府県警察を管理する第三者機関である都道府 県公安委員会に対する不服申立てを含めた行政上の不服申立制度も整備された。また、刑 事収容施設法では、留置施設に留置されている者の処遇について、刑事施設における未決 拘禁者の処遇に関する規定と同様の規定が設けられた。警察においては、引き続き、被留 置者の人権に配慮して適正な留置業務を推進している。具体的には、①被留置者の処遇に 捜査官が関与することはないこと、②留置施設内に冷暖房を設置していること、③被留置 者が負傷し又は疾病にかかっている場合に、公費により速やかな医師による診療を実施し ていること、④健康や宗教上のタブーに配意した適切な食事を支給していること、⑤弁護 人等との面会は原則として保障され、休日、夜間でも面会でき、家族等との面会について も、裁判所の命令がある場合を除き、平日の執務時間内に面会できることなどの措置を講 じている。

(2) 被疑者国選弁護

従来、国選弁護人は、起訴後にしか付することができなかったが、2004年の刑事訴 訟法の改正により、起訴前の捜査の段階で勾留されている被疑者について、貧困その他の 事由により弁護人を選任することができない場合等に国選弁護人を付する制度が導入され、 2006年10月から施行されている。なお、この制度の対象となる事件は、現時点では、 死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件とされているが、2 009年5月までに、死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる 事件にまで拡大される(なお、2006年の統計によれば、刑法犯により被疑者が勾留さ れた事件の約8割が死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁固に当たる事 件であった。)。

4. 外国人の人権保護

(1) 難民認定手続

2005年5月、不法滞在者である難民認定申請中の者の法的地位の安定化を図るため、 一定の要件に該当しないときは仮滞在を許可する制度が創設された。仮滞在の許可を受け た者については難民認定手続が行われる間、退去強制手続が停止され、身柄の収容をされ ることなく、適法に本邦に滞在することができるとともに難民認定手続を先行して行うこ ととなっている。

同時に、法務大臣が難民不認定処分等に係る異議申立てに対する決定を行うに当たって は、法律又は国際情勢に関する学識経験者から選任された難民審査参与員の意見を聴くこ ととした難民審査参与員制度が導入され、難民認定手続の公正性・中立性がより一層高め られている。

(2) 外国人用の人権相談窓口

法務省の人権擁護機関では、外国人に関する人権問題については、英語や中国語等の通 訳を配置した「外国人のための人権相談所」を東京、大阪、名古屋、広島、福岡、高松の 各法務局及び神戸、松山の各地方法務局に設置し、各種人権相談に応じているほか、外国 人であることを理由としたアパート等への入居拒否、飲食店や公衆浴場への入店拒否・入 場拒否等、外国人をめぐる各種の人権侵害について、人権侵害を受けたとして被害申告が あった場合には、事実関係を調査の上、事案に応じた適切な措置を講ずるなど、人権侵害 による被害の救済及び予防に努めている。

(3)人身取引対策

人身取引は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が必要との認識 の下、政府は、人身取引対策に関する関係省庁連絡会議を2004年4月に立ち上げ、同 12月には「人身取引対策行動計画」を策定し、人身取引の防止、撲滅、被害者保護施策 を中心とした同行動計画の着実な実施に努めている。

人身取引の防止については、犯罪組織が「興行」査証を悪用して被害者を我が国に入国 させる手段としていたため、法務省は、本邦受入れ機関の要件の厳格化等を内容とする法 務省令改正のほか、出演施設等への実態調査を強化して不適正な業者を排除するなどの取 組みを行っている。また、外務省は2005年4月より「興行」査証審査を厳格化した結 果、同査証の発給件数は、約139,500件(2004年)から約39,500件(2 007年)に激減した。査証審査厳格化措置については、「興行」のみならず「短期滞在」 等の査証についても人身取引の手段として悪用されることがないよう慎重な審査を行うと ともに、2007年8月には、日本への渡航を予定する外国人が人身取引被害者となった り、外国人を招聘する日本側身元保証人等が人身取引を行う犯罪組織に利用されたりする ことがないように意識啓発を図る広報資料を作成し、外務省ホームページや在外公館査証 申請窓口等で広報を開始した。

人身取引の撲滅については、2005年の刑法改正により、「人身売買罪」を新設したほか、従来から処罰対象とされていた未成年者略取、営利目的、身代金目的等略取等行為に

加え、「生命・身体加害目的」による略取等行為、被略取者の輸送、引渡し、蔵匿行為等の 犯罪化を実現し、あらゆる人身売買行為について犯罪化した。また、警察では、水際での 取締りや悪質な雇用主、仲介業者の取締りを強化し、被害者の早期保護、国内外の人身取 引の実体解明を図っており、2007年中の人身取引事案の検挙件数は40件、検挙人員 は41人、保護した被害者は43人であった。

人身取引被害者の保護については、入国管理局は、被害者が不法滞在者の場合、在留特 別許可を付与することにより被害者の法的地位の安定を図っているほか、女性の場合はで きる限り女性の担当官が対応し、柔和な態度で不安感を払拭するよう留意の上事情聴取等 の手続を進めている。婦人相談所等においては、これまで218名(2007年12月末 現在)の被害者を保護しており、うち76名は2005年度から実施している民間シェル ター等への一時保護委託によるものである。婦人相談所の体制については、心理療法担当 職員の配置や通訳雇上費の計上、一時保護中の医療費の支援など充実を図っている。被害 者が帰国を希望する場合は、警察、入国管理局、婦人相談所、NGO、国際移住機関等の 関係機関と緊密に連携を取ることにより帰国支援を行っており、2005年度より政府が 拠出を開始したIOM(国際移住機関)の「トラフィッキング被害者帰国・社会復帰支援 事業」により、2007年12月末までに総計126名の被害者の帰国や社会復帰を支援 している。

なお、法務省の人権擁護機関では、人身取引による被害を含むあらゆる人権侵害につい て、人権相談所等において人権相談を受け付けているほか、人権侵害を受けたとして被害 申告があった場合には、必要に応じて関係機関と連携を図りながら事案に応じた適切な措 置を講ずるなど、人権侵害による被害の救済及び予防に努めている。

5. 女性の人権保護

(1) 男女共同参画社会基本法に基づく施策の推進

政府は、1999年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女が性別による差別的 取り扱いを受けないこと等の男女の人権の尊重、社会における制度または慣行についての 配慮、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動との両立、 国際的協調という男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定めるとともに、国、地方 公共団体、国民それぞれの責務を明らかにしている。同法に基づき、2005年12月に は「男女共同参画基本計画(第2次)」が閣議決定されている。具体的には、育児等でいっ たん仕事を中断した女性の再就業の支援等女性のチャレンジ支援策を推進すること、また、 仕事と家庭・地域生活の両立を支援するため、男性も含めた働き方の見直しを行うことな ど、男女共同参画社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な方策 が示されている。また、これらの施策の実施状況を監視し、政府の施策が男女共同参画社 会の形成に及ぼす影響を調査するため、男女共同参画会議において調査審議し、必要があ ると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し意見を述べている。 (2) 配偶者からの暴力防止に対する取組

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの 暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律「配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律」が2001年に制定、2004年及び2007年に改正がな された。具体的には、国及び地方公共団体がこれを防止する責務を負うとされている「配 偶者からの暴力」に、身体に対する暴力のみならずこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼ す言動をも含めるなどの拡充がされた。また、配偶者からの身体に対する暴力を受けた場 合に加えて、生命等に対する脅迫を受けた場合についても保護命令を発令することができ ることとしたり、配偶者から被害者への一定の内容の電話をかけることや電子メールを送 信することを禁止する内容の保護命令を発令できることとしたりするなど、保護命令につ いても拡充が図られてきた。このような改正により、同法については、内容の充実・強化 が図られてきた。また、同法に基づき、国の定める基本方針を指針とし、都道府県は基本 計画を定めることとなり、被害者に対し相談・情報提供・保護等を行う配偶者暴力相談支援センターの設置に努めなければならないとされた。

警察では、暴力の制止に当たるとともに、加害者が被害者に対し、暴行、傷害行為等刑 罰法令に触れる行為を行った場合には、被害者の意思を踏まえ、各種法令を適用した措置 を厳正に講じている(2006年の配偶者(内縁関係にある者を含む。)による暴力事件(殺 人、傷害及び暴行)の検挙件数は、2239件。)

被害者の一時保護については、婦人相談所が自ら行い、または一定の基準を満たす民間 シェルター等に委託して行うこととしており、2006年度においては、4565人の暴 力被害者を一時保護したところである。また、厚生労働省では、これらの一時保護に加え、 各都道府県における婦人相談所職員等への専門研修、関係機関とのネットワーク整備や、 婦人相談所や婦人保護施設、母子生活支援施設における夜間警備体制の強化、心理療法担 当職員の配置等を行うことにより充実を図ってきたところである。

このように、政府全体として配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する施策の充実に努めている。

(3) 男女雇用機会均等法の改正

2006年に男女雇用機会均等法が改正(2007年4月施行)されたことにより、あ らゆる雇用管理の段階における性別による差別的取扱い、間接差別、妊娠・出産等を理由 とする不利益取扱いが禁止されるとともに、セクシュアルハラスメント防止対策の義務が 強化され、併せて報告徴収に係る報告義務違反に対する過料が創設されるなど、法の一層 の整備・強化が図られた。

(4)人権相談

法務省の人権擁護機関では、人権相談所や専用相談電話である「女性の人権ホットライン」等により女性の人権に関するあらゆる相談に応じているほか、配偶者・パートナーか

らの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性をめぐ る各種の人権侵害について、人権侵害を受けたとして被害申告があった場合には、事実関 係を調査の上、事案に応じた適切な措置を講ずるなど、人権侵害による被害の救済及び予 防に努めている。

なお、2006年中に「女性の人権ホットライン」に寄せられた人権相談件数は約2万 5千件となっている。

6. 児童の人権保護

(1)児童虐待防止対策(児童虐待防止法、児童福祉法の改正)

2007年5月、児童虐待防止対策の更なる強化を図る観点から、児童虐待の防止等 に関する法律及び児童福祉法の改正が行われ、①児童の安全確認等のため、都道府県知 事が裁判官の許可状を得た上で、児童相談所の職員等に解錠等を伴う立入等をさせる立 入調査の強化等、②接近禁止命令の創設を含む保護者に対する面会・通信の制限の強化、 ③保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化等の措置が講じられたところであ る(2008年4月施行)。

(2)児童買春・児童ポルノ禁止法の適用状況

1999年に児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律 が成立して以来、2004年の改正を経て、現在、同法において、児童買春、児童買春の 周旋、勧誘等行為の処罰規定、児童ポルノの提供、製造、提供目的での所持、輸出入、公 然陳列等行為(コンピュータ・システムに関連して行われる行為を含む)、児童買春等目的 での人身売買行為の処罰規定が設けられている。また、これらの行為については、国外犯 処罰規定が設けられている。

同法の適用状況としては、2006年においては、2,229件の検挙例がある。 (3) 青少年育成施策大綱の策定

2003年12月、青少年の育成に係る政府の基本理念と中長期的な施策の方向性を示 し、保健、福祉、教育、労働、非行対策などの幅広い分野にわたる青少年育成施策を総合 的かつ効果的に推進するため、政府は内閣総理大臣を本部長とする青少年育成推進本部に おいて「青少年育成施策大綱」を決定した。政府においては、「児童の権利に関する条約」 等に示された青少年の人権の尊重及び擁護の促進の観点も踏まえ、大綱に基づく施策を推 進しているところである。現大綱策定からすでに4年が経過し、引き続き青少年育成施策 を強力に推進するため、政府では、本年中に新しい大綱を作成することとしている。

(4)児童の商業的性的搾取に反対する国内行動計画

政府は、1996年にストックホルムで開催された「第1回児童の商業的性的搾取に反 対する世界会議」のフォローアップとして、2001年2月、児童の商業的性的搾取の実 態把握と原因究明、防止、取締、被害児童の社会復帰及び再統合にかかる包括的な「児童 の商業的性的搾取に反対する国内行動計画」を策定した。これを踏まえ、各関連省庁にお いては、児童の商業的性的搾取に関する犯罪の予防等に努めている。また、同年12月に は横浜において「第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」を主催し、当該問題 の根絶に向けた国際社会の取組の促進を呼びかけた。同会議には、世界136カ国の政府 関係者(閣僚級52)の他、23の国際機関、国外から148、国内から135のNGO、 国内外から90名の児童・若者等、合計約3,000人が参加し、我が国が主催した国際会 議としては最大規模の会合となった。本年11月には第3回世界会議がブラジルにて開催 される予定であり、同会合に向けて我が国も当該問題にかかる取組を再確認すべく、国内 行動計画を見直すこととしている。

(5) 子どもの人権専門委員

子どもをめぐる人権問題は、学校における「いじめ」及び体罰、保護者による虐待など 大きな社会問題となっている。

法務省では、子どもの人権を擁護する体制を整備し、子どもをめぐる人権問題に適切に 対処するため、1994年度から、人権擁護委員の中から指名された子どもの人権にかか わる問題を専門に扱う「子どもの人権専門委員」を設置し、子どもの人権に関する情報の 収集や問題解決に努めている。

(6) 人権相談

法務省の人権擁護機関では、人権相談所や専用相談電話である「子どもの人権110番」 等により子どもの人権に関するあらゆる相談に応じているほか、「子どもの人権SOSミニ レター」を全国の小学校児童及び中学校生徒に配布するなどして相談に応じている。これ らの相談を通じ、「いじめ」、体罰、虐待等、子どもをめぐる各種の人権侵害について、人 権侵害の疑いがある場合には、事実関係を調査の上、事案に応じた適切な措置を講ずるな ど、人権侵害による被害の救済及び予防に努めている。

なお、2006年中に「子どもの人権110番」に寄せられた人権相談件数は約1万3 千件となっている。

(7)子どもを対象とした人権啓発活動

法務省の人権擁護機関では、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動の一環とし て、学校における啓発活動も行っている。例えば、1982年度から主に小学生に対して、 花を育てることを通じて生命の尊さや思いやりを育てる「人権の花運動」を行っている。 中学生に対しては、人権を題材にした作文コンテストが行われており、2007年度は約 84万編の応募があった。また、法務局・地方法務局の職員が人権擁護委員と共に学校を 訪問して、子どもたちがいじめ等について考える機会をつくる「人権教室」も行っている。 これらは、小・中学生に人権尊重の重要性、必要性について理解を深めてさせる良い機会 となっている。

<u>7. 障害者の人権保護</u>

(1) 障害者基本法

我が国においては、2004年に障害者基本法が改正され、個別法では初めて、障害を 理由として差別することその他の権利利益を侵害する行為が禁止されるとともに、国及び 地方公共団体に障害者に対する差別を防止する責務を負わせ、また、国民にも障害者が差 別されないよう努力義務を課しているところである。また、同改正に際しては、従前の「障 害者の日」(12月9日)が「障害者週間」(毎年12月3日~9日)に拡充されており、 今後も、同週間等の機会を活用して、障害を理由とする差別・偏見のない共生社会を目指 し、国民の理解と関心を高めるための取組を行うこととしている。

(2) 障害者の福祉・医療

障害者自立支援法において、障害者及び障害児が、障害の種別にかかわらず、地域にお いて自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労支援等をはじめとする 必要な福祉サービスに係る給付その他の支援を行っている。また、同法に対しては様々な 意見があったことから、一昨年、昨年と続けて、緊急的な措置を講じているところであり、 これらの措置を通じて、同法の定着を図っているところである。

障害者に対する医療については、自立支援医療制度があり、対象となる障害者に医療費 の一部又は全部の助成を行っている。また、精神障害者に対しては、精神保健及び精神障 害者福祉に関する法律に基づき、人権に配慮した適切な医療及び保護の確保を行っている。

(3)障害者の雇用

障害者基本計画のほか障害者の雇用の促進等に関する法律、同法に基づく障害者雇用対 策基本方針等に基づき、その適性と能力に応じて、職業を通じての社会参加を進めていけ るよう、各般の施策を推進してきたところである。

具体的には、障害者の雇用機会の拡大による職業生活における自立を図るため、①障害 者雇用率制度(官民問わず労働者を雇用する事業主に一定割合の雇用義務を課すとともに、 雇用義務を果たしていない事業者から納付金を徴収し、果たしている事業者に対して障害 者数に応じた調整金を支給することにより、使用者間の障害者雇用に伴う経済的負担の調 整を図る制度)、②障害者一人ひとりの特性に配慮した職業指導、職業紹介等の職業リハビ リテーション、③障害者団体と連携した広報啓発活動等により、障害者の雇用の促進を図 っているところである。

(4) 障害者の教育

障害のある幼児児童生徒がその能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するた めに必要な力を培うため、一人ひとりの障害の状態などに応じて、特別支援学校や小・中 学校の特別支援学級、あるいは通級による指導においてきめ細やかな指導を実施している。 障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対しては、訪問教育を行ってい る。高等教育段階における修学支援として、従来から各国公私立大学等に対し、入学選抜 における配慮を求めたり、入学後の学生生活支援を行うなどしている。また、例えば放送 大学では、テレビ・ラジオを中心とする多様なメディアを効果的に利用した教育を実施し ており、障害のある人に対しても教育の機会を提供している。 (5) バリアフリー化

高齢者や障害者なども含めた、すべての人が暮らしやすいユニバーサル社会の実現のた め、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)に基 づき、旅客施設・車両等、道路、都市公園、路外駐車場、建築物等の対象施設・設備を新 設又は改良等を行う場合に、移動等円滑化基準適合義務を課すとともに、市町村が重点的・ 一体的なバリアフリー化を推進するためのスキームを整備すること等により、公共交通機 関、建築物、歩行空間等の総合的・一体的なバリアフリー化を推進しているところであり、 例えば、2006年度末現在、2010年までに原則100%の達成を目標とする鉄道駅 の段差解消率は62.8%、2010年までに約30%の達成を目標とする鉄道駅 の段差解消率は17.7%となっており、2010年の達成目標に向けて着実に進捗して いるところである。また、各種の普及啓発活動等により、国民一人ひとりが高齢者や障害 者などが感じている困難を自らの問題として認識する「心のバリアフリー」を促進している。

8. 高齢者の人権保護

我が国では、近い将来4人に1人が65歳以上と見込まれるなど、本格的な高齢社会と なっており、高齢者への身体的、精神的な虐待等の高齢者の人権問題に対して、また、い くつになっても働ける社会の実現に向けて、下記のような取り組みを行っている。

(1) 人権相談

法務省の人権擁護機関では、高齢者施設等の社会福祉施設において入所者及びその家族 が気軽に相談できるよう、特設の人権相談所を開設し、各種人権相談に応じているほか、 人権侵害を受けたとして被害申告があった場合には、事実関係を調査の上、事案に応じた 適切な措置を講ずるなど、人権侵害による被害の救済及び予防に努めている。

(2) 高齢者福祉に関する普及・啓発

「老人の日・老人週間」を7日間定め、「国民の間に広く老人の福祉についての関心と理 解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促す」という趣旨にふ さわしい行事が実施されるよう、関係団体等に対する支援、協力、奨励等を都道府県にお 願いするとともに、毎年度「『老人の日・老人週間』キャンペーン要綱」を全国社会福祉協 議会等9団体とともに定め、その取組を支援している。

(3) 高齢者の雇用・多様な就業機会確保のための啓発活動

2006年度から高年齢者雇用安定法に基づき、65歳までの段階的な定年の引上げ等 の高年齢者雇用確保措置の導入が事業主に義務付けられた。このため、厚生労働省では、 官民の職業紹介機関の窓口の活用、地域の経済団体への働きかけ等により、その積極的な 周知・広報を図り理解の徹底に努めた。

また、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を通じ、事業主に対する高年齢者雇用確 保措置の導入に係る相談・援助等による啓発活動に努めている。

2007年度からは、意欲と能力がある限り働き続けられる社会の実現を目指すため、

「70歳まで働ける企業」の普及及び促進に取り組んでいる。

(4) 高齡者虐待防止法

高齢者の尊厳の保持にとって高齢者虐待を防止することが重要であることにかんがみ、 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が2005年11月 に成立、2006年4月1日から施行され、同法の規程に基づき、住民に最も身近な市町 村や都道府県において、家庭内及び施設で虐待を受けた高齢者に対する保護、養護者に対 する支援のための措置等が講じられている。

9. IT社会における人権侵害

(1) インターネットにおける人権侵害への対応

法務省の人権擁護機関では、他人の名誉やプライバシー等の人権を侵害する悪質な事案 に対しては、発信者が判明する場合は、同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、 また、発信者を特定できない場合は、当該情報の削除をプロバイダ等に求めるなど、適切 な対応に努めている。

(2) プロバイダ責任制限法

「プロバイダ責任制限法」は、プロバイダや掲示板の管理者等が名誉毀損を含むインタ ーネット上の権利侵害情報を削除した場合又は削除しなかった場合に損害賠償責任が制限 されるための要件や、権利侵害情報の発信者に関する情報の開示を被侵害者が請求できる 権利を規定するもので、2001年に成立。さらにこの法律の事業者向けガイドラインと して、電気通信事業者団体が「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」を策定してお り、これらを参照しながら各プロバイダ及び掲示板の管理者等が、インターネット上の権 利侵害情報について法に基づいた適切な対応をしている。

10. ハンセン病について

日本政府は、ハンセン病患者の強制隔離といった過去のハンセン病政策の歴史を踏まえ、 ハンセン病患者・元患者に対する偏見・差別の解消に向け下記のような取組を実施してい るところであり、こうした我が国の経験を活かして、今後、人権理事会等国際場裡におい てハンセン病問題の解消に向けた活動をしていく予定である。

(1) 国内施策

過去のハンセン病政策の歴史を踏まえ、ハンセン病患者・元患者に対する偏見・差別の 解消に向けた取組みを実施している。具体的には、ハンセン病患者・元患者の名誉回復及 びハンセン病に関する正しい知識と理解の普及啓発に向けた取組みとして、国立ハンセン 病資料館の運営、全中学生を対象としたパンフレットの作成・配布、シンポジウムの開催 等を行っている。また、ハンセン患者・元患者の代表者と年1回協議を行い、名誉回復や 福祉の増進のための措置のあり方等について検討を行っている。

(2) 啓発活動

法務省の人権擁護機関では、「HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう」を人権週間の強調事項として掲げ、様々な啓発活動を行っているほか、ハンセン病に関する「夏休み親と子のシンポジウム」を開催している。同シンポジウムでは、中学生の パネリストらによるディスカッションやハンセン病に関する啓発ビデオの上映等を行い、 ハンセン病について親子で共に考える機会をつくっている。

11. 犯罪被害者の人権保護

(1)犯罪被害者等基本法

犯罪被害者や遺族の権利利益の保護を図るため、犯罪被害者等のための施策の基本理念 や各種の基本的施策等を定めた犯罪被害者等基本法が2004年12月に成立し、これを 受けて政府は、2005年12月に、犯罪被害者等基本計画を閣議決定し、各種施策を総 合的かつ計画的に推進している。

(2)刑事裁判への被害者参加

上記閣議決定を踏まえ、犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、殺人、傷害 などの犯罪の被害者が、希望する場合には、裁判所の許可を得て、一定の要件の下で、公 判期日に出席するとともに被告人質問等の訴訟活動をすることができる被害者参加の制度 が導入された(2008年12月までに施行される)。この制度を利用することにより、被 害者は、名誉の回復や被害からの立ち直りなどの効果を得ることが期待できる。

(3)犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度とは、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害 者の遺族又は身体に障害を負わされた被害者等に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、 国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするもので あり、1981年1月1日から運用されているものである。犯罪被害者等給付金には、死 亡した被害者の遺族に対して支給される遺族給付金、犯罪行為により重大な負傷又は疾病 を受けた方に対して支給される重傷病給付金及び身体に障害が残った方に対して支給され る障害給付金の3種類があり、いずれも国から一時金として給付している。

<u>12. 社会的権利の保護</u>

(1) 教育を受ける権利

我が国の憲法は、すべて国民は「法の下に平等」(第14条)であって、「その能力に応 じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」(第26条)ものとしている。

教育基本法においては、憲法のこれらの規定を受け、教育を行うに当たって踏まえるべ き重要な基本理念として、教育の機会均等の確保と教育上の差別の禁止について規定する とともに(第4条第1項)、障害のある者に対する国や地方公共団体による教育上の支援(同 条第2項)、経済的理由によって修学困難な者に対する修学の措置(同条第3項)について 規定している。 なお、我が国においては、6年間の初等教育と3年間の前期中等教育が義務づけられて いる。国公立の学校における義務教育は無償であり、初等教育と前期中等教育を受けてい る者は該当年齢人口の99.97%(2007年度)となっている。また、後期中等教育 及び高等教育も、すべての者に対して一般的に利用可能であり、かつ、機会が与えられて おり、2007年度の後期中等教育、高等教育への進学率はそれぞれ97.7%、76. 3%となっている。

(2) 外国人の教育

外国人については、公立の義務教育諸学校への就学を希望する場合は,無償で受け入れ ており,教科書の無償給与や就学援助等を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障 している。さらに、日本語指導等に対応した教員の学校への配置や、保護者向けの就学ガ イドブックの配布などを行うとともに、有識者による会合を開催し、外国人児童生徒教育 の充実方策について検討している。

また、外国人が我が国の生活環境に適応し、社会の一員として日本人と同様の住民サー ビスを享受することができるようにするため、2007年度から、日系外国人等を活用し た日本語教室の設置、日本語能力を有する外国人等を対象とした指導者の養成、外国人児 童生徒の母国政府等との協議会の開催、及び外国人児童生徒の就学支援や日本語指導の体 制の構築のためのモデル事業などからなる「外国人の生活環境適応加速プログラム」を行 っている。

(3)労働者の権利

我が国では「個人の尊厳」を基調とする憲法において、法の下の平等、職業選択の自由、 国民の勤労の権利の保障、勤労者の団結権及び団体交渉権等を保障している。また、当該 趣旨を踏まえ、各労働関係法令等により、労働者の生活の安定、労働力の質的向上等を図 るための必要な措置を担保している。

具体的には、雇用の安定の観点から、職業安定法等により労働者の雇用の安定のための 諸策として、公共職業安定所の全国ネットワークを通じた職業紹介、失業保険及び積極的 労働市場政策を一体的に実施するとともに、職業能力開発促進のための諸策として、全国 に公共職業訓練施設を設置し職業能力開発及び向上のための援助等を実施している。

また、労働者の権利保護の観点から、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を 満たすべき最低の基準を定めている労働基準法を定めるとともに、すべての労働者につい て国が法的拘束力をもって賃金の最低額を定める法律や、労働者の職場における安全及び 衛生の確保を目的とした法律等の関係法令を定めている。

労働基準監督官は、これらの労働基準関係法令に基づいて事業場に立ち入り、事業主に法 に定める基準を遵守させるとともに、労働条件の確保に取り組んでいる。また、全国に設 置された総合労働相談コーナーでは、労働問題に関するあらゆる分野の相談をワンストッ プで受け付けている。

(4) 労働審判制度の導入

個別労働関係民事紛争の増加を背景として、当該紛争について、紛争の実情に即した迅 速、適切かつ実効的な解決を図ることを目的として、2004年、労働関係の専門的な知 識経験を有する者が関与する裁判所における新たな紛争解決手段である「労働審判制度」 導入のための「労働審判法」が成立し、2006年4月に施行された。労働審判事件は、 2006年4月から2007年3月までの1年間に、全国で約1000件の申立てがあっ たが、平均して約2か月半で終局している。終局した事件のうち約7割の事件が調停によ る解決に至っており、利用者からも概ね肯定的な評価を受け、順調な滑り出しをみせてい るところである。

第3部 今後の課題・問題点及びそれに対する対応

1. 障害者権利条約、強制失踪条約の早期締結

2007年9月、我が国は障害者権利条約(仮称)に署名を行った。その条約交渉において、我が国は起草段階から積極的に参加し、また障害者NGO代表の交渉への参加や障害者NGOとの意見交換を通じて、障害当事者のための条約作りを目指してきた。今後可能な限り早期の締結を目指して検討を行っていく考えである。

また、我が国は、強制失踪犯罪が繰り返されることのないようにするとの観点から強制 失踪条約についても起草段階から積極的に参加し、条約の採択に当たっては共同提案国と なり、2007年2月には署名を行った。我が国は、本条約の早期発効に寄与するととも に、拉致行為を含む強制失踪に立ち向かう我が国の強い意志を国際社会に示し、強制失踪 に関する問題への国際的な関心を高めるため、早期締結に向け努力を続ける所存である。

2. 国内人権擁護機構の設置

法務省は、2002年3月、新たに独立の行政委員会として人権委員会を設置し、同委 員会を担い手とする新しい人権救済制度を創設する人権擁護法案を国会に提出した。同法 案において、人権委員会は、政府からの独立性が確保され、また、所掌事務として、人権 救済事務とともに人権啓発事務を扱うほか、政府及び国会に対する意見提出権を有するこ ととされていた。同法案は、2003年10月、衆議院の解散に伴って廃案となり、現在、 法務省において引き続き検討を行っている。

第4部 UPR審査に向けた準備プロセス

<u>1. 人権条約に関するNGOとの意見交換会の開催</u>

各人権条約の政府報告を作成する過程において、一般国民・NGOとの意見交換会を開催してきた。また、NGOと外務省の共催で2005年8月より過去6回実施してきた「国連改革に関するパブリック・フォーラム」においても、毎回人権分科会を設けUPR等人権理事会の議論も含め、NGO関係者や市民、国際機関関係者、および外務省関係者との間で人権問題について意見交換を行っている。

2. 報告書作成にあたって実施した意見聴取

外務省は本報告書の作成に当たり、外務省ホームページ上にUPRの仕組み、プロセス 等を掲載した他、一般国民を対象に本報告書に関する意見募集を行った。その結果、11 のNGO及び214人の一般市民からの意見が寄せられた。